

第93回 定時株主総会招集ご通知

日時 平成27年 6 月26日(金曜日) 午前 9 時30分

※開始時刻が、例年より30分早くなっております。

場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎シンフォニーホール4 階
音楽工房 研修室

※本年の定時株主総会の会場は、昨年と異なります。
末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

 **川崎化成工業株式会社**

■ 目次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	15
計算書類	17
監査報告書	19
株主総会参考書類	23
議案	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役3名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役5名選任の件	
第6号議案 監査役2名選任の件	
第7号議案 取締役1名選任の件	
第8号議案 監査役1名選任の件	
第9号議案 退任取締役及び退任監査役に対する 退職慰労金贈呈の件	

株 主 各 位

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
川崎化成工業株式会社
代表取締役社長 池 田 滋

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（23頁から33頁）をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前9時30分
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎シンフォニーホール4階
音楽工房 研修室

※ 昨年と開始時刻及び会場が異なりますので、ご注意願います。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 1. 第93期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第93期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

（エア・ウォーター㈱による公開買付けの成立を停止条件とする議案）

第5号議案 取締役5名選任の件

第6号議案 監査役2名選任の件

（本総会開催時点までにエア・ウォーター㈱による公開買付けが成立していないことを停止条件とする議案）

第7号議案 取締役1名選任の件

第8号議案 監査役1名選任の件

第9号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kk-chem.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kk-chem.co.jp/>）において、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、政府及び日銀による継続的な金融・財政政策により、企業収益や個人消費が改善する等、全体として景気は持ち直しの動きが見られました。

一方で、当社グループを含めた石油化学業界においては、昨年秋以降、原油・ナフサ価格が急落するという変化の大きい事業環境となりました。

このような状況下、当社グループは既存製品の拡販と安全・安定操業に注力することで設備稼働率の維持・向上に努めると共に自らの努力で実現できるロス・ムダの削減、業務改善、固定費削減等の積み重ねによる体質強化に注力してまいりました。加えて、中期経営計画のコンセプトである「機能化学品の川崎化成への進化」に向け、既存の機能化学品の拡販や新規用途分野への展開、新規機能化学品の本格展開等に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における経営成績は、売上高の大部分を占める化学品事業において、機能化学品の販売数量は増加したものの、昨年秋以降の急激な原油安による石油系の原料価格の下落に応じた価格対応により、売上高は18,629百万円（前年度比731百万円減収・3.8%減）となりました。

損益面では、原料価格の急落とこれに応じた価格対応により発生した受払差額の計上や電気料金の値上がり等はあったものの、機能化学品の増収効果に加え、グループ全体での取り組みによる固定費削減効果や設備稼働率の上昇による生産コストの低減により前年度に比べ損益は大幅に改善し、営業損益は136百万円の営業利益（前年度は189百万円の営業損失）、経常損益は199百万円の経常利益（前年度は43百万円の経常損失）、当期純損益は195百万円の当期純利益（前年度は87百万円の当期純損失）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

○ 化学品事業

・ 有機酸製品

無水フタル酸は、主に原料価格の下落に応じた価格対応により減収となりました。

その他の有機酸につきましては、コハク酸は前年度並の売上、フマル酸は販売数量の増加により増収となりました。

・ 有機酸系誘導品

有機酸系誘導品につきましては、可塑剤は価格の下落及び数量の減少により減収となりました。マキシモール[®]は前年度並の売上となりました。

・キノン系製品

パルプ蒸解助剤SAQ[®]は販売数量の減少により大幅な減収、アントラキノン、ナフトキノンは販売数量の増加により大幅な増収、脱硫触媒NQS[®]、農薬原体アセキノシルは前年度並の売上となりました。

以上の結果、化学品事業全体としての売上高は18,544百万円（前年度比755百万円減収・3.9%減）、営業損益は127百万円の営業利益（前年度は189百万円の営業損失）となりました。

○ その他の事業

その他の事業につきましては、売上高85百万円（前年度比23百万円増収・38.7%増）、営業損益は4百万円の営業利益（前年度は5百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は568百万円であり、その主なものは、化学品事業における有機酸製品及びキノン系製品製造設備の更新工事によるものであります。

(3) 対処すべき今後の課題

平成27年度の経営環境につきましては、企業収益の改善や個人消費の持ち直し等により景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外景気の下振れによる輸出の減少等、下押しリスクも抱えており、景気の先行きは不透明感が払拭できない状況にあります。

当社グループの属する石油化学業界においては、為替レート及び地政学リスク等により原油価格が安定しないまま推移する懸念もあり、今後の見通しに対しては慎重な判断が必要な状況にあります。

このような状況下、当社グループは既存製品の拡販努力と安全・安定操業によるフル生産・フル販売の達成、原燃料価格の変動に対応した適正な製品価格の確保並びに総コストの削減等に注力してまいります。

加えて「機能化学品の川崎化成への進化」に向け、マキシモール[®]、ナフトキノンを始めとする既存の機能化学品の拡販や新規用途分野への展開、光ラジカル制御剤等新規機能化学品の本格展開に引き続き取り組んでまいります。

平成23年4月にスタートした中期経営計画につきましては、計画策定後に発生した震災・原発事故等の影響による事業環境の変化を踏まえ、計画3年目となる平成25年度を迎えるタイミングで主要な事業戦略の軌道修正並びに利益計画の下方修正を行ないましたが、「機能化学品の川崎化成への進化」という基本コンセプトは不変であり、世界唯一のナフトキノンメーカーという当社の強みを活かし、キノン系誘導品を中心とする機能化学品事業の拡充により、「機能化学品の川崎化成への進化」を実現し、外部環境の変化に大きく左右されない経営基盤を構築してまいり所存であります。

事業戦略の具体的な内容につきましては、従来はユニークで新しいキノン系誘導品を中心とする「新規の機能化学品の早期戦力化」を謳ってまいりましたが、世界的に化学物質の安全規制が強化されたことにより新規製品の上市コストが増大し、且つ収益源として育つまでには相当の時間を要することから、新規の機能化学品の開発は着実に推進する一方で、ナフトキノンに代表される既存の機能化学品を、光硬化やラジカル重合などの新しい用途分野で速やかに展開することを優先してまいります。一例として、優れた安定性と成形性を両立する重合禁止剤キノパワー[®]は不飽和ポリエステル用途での採用実績が出ておりますので、販売網の拡充や技術支援により市場開発を加速してまいります。

コハク酸は生分解性樹脂の原料として、マキシモール[®]は住宅等の断熱材である硬質ポリウレタンフォームのシステム液としてそれぞれ使用されており、これらは今後も環境関連商品として需要の拡大が見込まれますので、国内トップメーカーとして、ソフト・ハードの両面での工夫により生産能力を増大してまいります。

加えて、収益の安定のためには無水フタル酸やパルプ蒸解助剤SAQ[®]に代表される汎用化学品の安定した事業運営が必須でありますので、拡販努力と安全・安定操業によるフル生産・フル販売の達成、運転条件の最適化等によるコストダウンに取り組んでまいります。特に製造業にとって「安全・安定操業が第一」との原点に立ち返り、生産技術の確立・伝承による現場力の向上を最重要施策の一つとして推進してまいります。

また、外部環境の先行きが不透明な中、自らの努力で実現できるロス・ムダの削減、業務改善、固定費削減等の積み重ねにより体質強化に努めてまいります。

これら諸施策の実行により、基本コンセプトである「機能化学品の川崎化成への進化」を名実共に実現し、株主の皆様のご負託にお応えしてまいり所存でございますので、一段のご支援、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 90 期 平成24年 3 月期	第 91 期 平成25年 3 月期	第 92 期 平成26年 3 月期	第 93 期 平成27年 3 月期
売 上 高 (百万円)	16, 975	17, 425	19, 360	18, 629
経 常 損 益 (百万円)	△38	76	△43	199
当 期 純 損 益 (百万円)	124	350	△87	195
1 株 当 た り 当 期 純 損 益 (円)	3. 21	9. 05	△2. 27	5. 05
総 資 産 (百万円)	20, 130	20, 561	20, 664	20, 593
純 資 産 (百万円)	12, 880	13, 161	12, 897	13, 929

(注) 1. 第91期は、原発事故の影響による減販に伴い生産調整を行った農薬原体アセキノシル製造設備の休止固定費68百万円を特別損失として計上した一方で、過年度に発生した設備トラブルによる損害に対する保険填補金327百万円及び原発事故に起因した営業損害に対する東京電力からの補償金58百万円を特別利益に計上したため、当期純利益は350百万円となりました。

2. 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
カワカ産業株式会社	20百万円	100%	施設の管理運営、警備、その他のサービス

(6) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
化 学 品 事 業	有機酸製品、有機酸系誘導品、キノン系製品の製造・販売
そ の 他 の 事 業	施設の管理運営、警備、その他のサービス

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
川 崎 工 場 （ 千 鳥 ）	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号
川 崎 工 場 （ 塩 浜 ）	神奈川県川崎市川崎区塩浜3丁目10番1号
技 術 研 究 所	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号

② 子会社

名 称	所 在 地
カ ワ カ 産 業 株 式 会 社	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号

(8) 従業員の状況

事 業 部 門	従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
化 学 品 事 業	231名	4名増
そ の 他 の 事 業	17名	3名減
合 計	248名	1名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員53名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	100百万円

(10) 重要な後発事象

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、エア・ウォーター株式会社による当社の普通株式に対する公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 137,297,000株

(2) 発行済株式の総数 41,207,730株

(3) 株主総数 5,873名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
三 菱 化 学 株 式 会 社	14,991	38.73
東 〱 株 式 会 社	1,079	2.79
三 菱 商 事 株 式 会 社	800	2.07
川 崎 化 成 取 引 先 持 株 会	685	1.77
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	553	1.43
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	438	1.13
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	308	0.80
川 崎 化 成 社 員 持 株 会	303	0.78
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	296	0.77
土 井 雅 晶	254	0.66

- (注) 1. 持株比率は自己株式(2,501千株)を控除して計算しております。
2. 当社は、三菱化学株式会社の完全親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスの普通株式445千株(出資比率0.03%)を保有しております。
3. 当社は、東京海上日動火災保険株式会社の完全親会社である東京海上ホールディングス株式会社の普通株式2千株(出資比率0.00%)を保有しております。
4. 当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式233千株(出資比率0.00%)を保有しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	池 田 滋	
専 務 取 締 役	片 野 弘 章	営業部門長 兼 開発部門長
取 締 役	菅 沼 弘 之	R C 部門長 兼 開発部門長付 兼 同部門技術研究所フェロー
取 締 役	河 原 文 博	経営企画室長 カワカ産業(株) 代表取締役社長
取 締 役	中 里 隆 一	川崎工場長
取 締 役	大 坪 孝 幸	経営管理部門長 兼 同部門総務人事部長
取 締 役	福 田 信 夫	三菱化学(株) 執行役員 化学品本部長
常 勤 監 査 役	北 坂 昌 二	
監 査 役	臼 井 健 二	
監 査 役	大 木 基 裕	三菱化学(株) 理事 石化企画本部石化管理部長
監 査 役	西 舘 勇 雄	弁護士

- (注) 1. 取締役福田信夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北坂昌二、大木基裕、西舘勇雄の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役西舘勇雄氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役大木基裕氏は、平成27年4月1日付で(株)生命科学インスティテュート管理部経理室長及び(株)エーピーアイコーポレーション経理部長に就任しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会において、福田信夫氏が取締役を選任され就任いたしました。

② 退任

平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤原英幸氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	株主総会決議による報酬限度額
取 締 役	6 名	53百万円	年額165百万円以内 (平成19年6月28日定時株主総会決議)
監 査 役	3 名	20百万円	年額45百万円以内 (平成19年6月28日定時株主総会決議)
合 計	9 名	74百万円	

- (注) 1. 上記支給人員及び報酬等の総額には、無報酬の取締役2名及び監査役1名は含んでおりません。
 2. 社外役員の当事業年度中における報酬等の総額は14百万円（監査役2名・14百万円）であります。
 3. 上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与52百万円を含んでおりません。
 4. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に費用処理した役員退職慰労引当金18百万円（取締役16百万円、監査役2百万円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役福田信夫氏及び監査役大木基裕氏は、上記「(1) 取締役及び監査役」のとおり、三菱化学㈱の使用人を兼任しております。当社は三菱化学㈱の関連会社であり、同社から原料の一部を購入し、製品の一部を同社に販売しております。

監査役大木基裕氏は、平成27年3月27日まで㈱ジェイ・プラスの社外監査役を兼任しておりました。当社は同社から可塑剤の原料の一部を購入し、同社に無水フタル酸及び可塑剤を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況
取締役	福田 信夫	7 回中 5 回		石油化学に関する専門知識を活かし、経営全般に関する必要な意見、発言を適宜行っております。
監査役	北坂 昌二	9 回中 9 回	9 回中 9 回	石油化学に関する専門知識を活かし、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うと共に、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監査役	大木 基裕	9 回中 9 回	9 回中 9 回	石油化学並びに財務及び会計に関する専門知識を活かし、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うと共に、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監査役	西舘 勇雄	9 回中 9 回	9 回中 9 回	主に弁護士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うと共に、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項に定める行為によって会社に対し損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意にして重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査等の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等は支払っておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

当社は上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(注) 上記方針は平成27年3月末日時点のものであり、同年5月1日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）施行に伴う所要の変更については、同年5月19日開催の監査役会において決議を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制の整備」に関する基本方針（以下、「内部統制システム整備の基本方針」という。）について、以下のとおり決定いたしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会が、取締役会規則その他関連規程に基づき、経営上の重要事項について意思決定を行うと共に、その執行の監督に当たる。監査役及び監査役会が監査役監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。なお、代表取締役は監査室を設置し、業務執行の有効性と妥当性を確保する。
- ② 当社と子会社からなる川崎化成グループ共通のコンプライアンス関連規程に基づき、環境・安全・品質を含めた当社グループにおけるコンプライアンスの確保、推進を図ると共に、その運用状況を代表取締役が直轄する「リスク管理委員会内のコンプライアンス部会」において定期的に確認する。通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、違反事案の早期発見・未然防止に努める。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うと共に、評価の仕組みを構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び定款、文書運用基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書、その他取締役の職務の執行状況に係る文書を保存、管理する。また、取締役及び監査役が求めたときはいつでも当該文書を閲覧に供すると共に、運用状況について定期的に確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理委員会」は、各部署並びに子会社が立案した保有リスクの対応策について審議を行うと共に、経営に係るリスクや全社横断的なリスクについて把握を行い、その対応策について企画立案を行う。また、代表取締役は定期的に「リスク管理委員会」を開催し、リスク対応策の進捗状況の確認、見直し等を行うと共に、重要なリスクについては取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を3ヵ月に1回以上開催し、経営上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化するため、中立的な立場である社外取締役を配置することにより、職務執行の監視・監督機能を高めると共に、常勤取締役及び常勤監査役その他で構成する経営会議を原則として毎月2回以上開催し、経営上の重要事項の事前検討を行うことにより経営効率を向上させる。また、代表取締役は、経営会議の場において出席メンバーから意見の具申を受けることにより、業務執行に関する基本的事項の意思決定を機動的に行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理要領に基づき事前の承認を行う。代表取締役は経営会議の場において子会社の予算及び毎月の経営の進捗状況について報告を受ける。子会社に対し取締役を派遣し経営指導等を行うと共に、監査役には監査室長が当たり、当社監査役と連携して監査を行う。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は監査室の人事については、監査役会と事前に協議する。監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査役の職務を監査室の所属員に補助させることを代表取締役に対し求め、代表取締役は、この者を監査役の指揮下で監査補助業務に当たらせる。
- ② 取締役は監査役に対し、経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む）の報告、重要文書の回覧を行う。
- ③ 代表取締役と監査役は定期的に会合を持ち、相互認識と信頼関係を深め、経営上、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、会計監査人、監査室とも積極的に意見及び情報の交換を行い緊密な連携を図る。

(注) 上記の基本方針は平成27年3月末日時点のものであり、同年5月1日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）施行に伴う所要の変更については、同年5月19日開催の取締役会において決議を行っております。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,150	流 動 負 債	3,801
現 金 及 び 預 金	175	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,221
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,423	短 期 借 入 金	100
商 品 及 び 製 品	1,799	未 払 費 用	550
仕 掛 品	144	賞 与 引 当 金	181
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	432	修 繕 引 当 金	79
繰 延 税 金 資 産	70	そ の 他	668
短 期 貸 付 金	3,048	固 定 負 債	2,862
そ の 他	57	リ ー ス 債 務	41
固 定 資 産	10,443	再評価に係る繰延税金負債	1,541
有 形 固 定 資 産	9,376	繰 延 税 金 負 債	222
建 物 及 び 構 築 物	1,774	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	77
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,581	退 職 給 付 に 係 る 負 債	747
土 地	5,862	資 産 除 去 債 務	232
建 設 仮 勘 定	26	負 債 合 計	6,664
そ の 他	130	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	110	株 主 資 本	10,212
リ ー ス 資 産	87	資 本 金	6,282
そ の 他	23	資 本 剰 余 金	2,549
投 資 そ の 他 の 資 産	956	利 益 剰 余 金	1,783
投 資 有 価 証 券	921	自 己 株 式	△402
繰 延 税 金 資 産	0	その他の包括利益累計額	3,716
そ の 他	34	その他有価証券評価差額金	419
資 産 合 計	20,593	土 地 再 評 価 差 額 金	3,245
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	51
		純 資 産 合 計	13,929
		負 債 純 資 産 合 計	20,593

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,629
売上原価		16,455
売上総利益		2,173
販売費及び一般管理費		
販売費	765	
一般管理費	1,272	2,037
営業利益		136
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	27	
不動産賃貸料	53	
助成金収入	25	
その他の営業外収益	9	116
営業外費用		
支払利息	1	
固定資産処分損	27	
固定資産除却損	19	
その他の営業外費用	5	53
経常利益		199
税金等調整前当期純利益		199
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	△21	4
少数株主損益調整前当期純利益		195
当期純利益		195

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,119	流 動 負 債	3,784
現 金 及 び 預 金	172	支 払 手 形	5
受 取 手 形	240	買 掛 金	2,223
売 掛 金	4,175	短 期 借 入 金	100
商 品 及 び 製 品	1,800	リ ー ス 債 務	40
仕 掛 品	144	未 払 金	495
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	432	未 払 費 用	540
前 払 費 用	19	預 り 金	18
繰 延 税 金 資 産	70	賞 与 引 当 金	173
短 期 貸 付 金	3,031	修 繕 引 当 金	79
そ の 他	32	未 払 法 人 税 等	38
固 定 資 産	10,443	そ の 他	70
有 形 固 定 資 産	9,363	固 定 負 債	2,910
建 物	1,354	リ ー ス 債 務	41
構 築 物	406	再評価に係る繰延税金負債	1,541
機 械 及 び 装 置	1,582	繰 延 税 金 負 債	222
車 両 運 搬 具	2	退 職 給 付 引 当 金	795
工 具 器 具 及 び 備 品	125	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	76
土 地	5,862	資 産 除 去 債 務	232
リ ー ス 資 産	3	負 債 合 計	6,694
建 設 仮 勘 定	26	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	109	株 主 資 本	10,203
ソ フ ト ウ ェ ア	14	資 本 金	6,282
電 話 加 入 権	7	資 本 剰 余 金	2,549
リ ー ス 資 産	87	資 本 準 備 金	1,571
投 資 そ の 他 の 資 産	970	そ の 他 資 本 剰 余 金	977
投 資 有 価 証 券	610	利 益 剰 余 金	1,773
関 係 会 社 株 式	334	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,773
長 期 前 払 費 用	1	別 途 積 立 金	1,190
そ の 他	24	繰 越 利 益 剰 余 金	583
資 産 合 計	20,563	自 己 株 式	△402
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,665
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	419
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,245
		純 資 産 合 計	13,868
		負 債 純 資 産 合 計	20,563

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
高 上 売		18,544
価 原 上 売		16,399
益 利 総 上 売		2,145
費 理 管 一 般 及 費 販 売	765	
費 理 管 一 般	1,252	2,017
益 業 利		127
益 収 外 業 営		
息 利 取 受	2	
金 当 配 取 受	27	
料 貸 賃 産 動 不	54	
入 収 金 成 助	24	
他 の そ	9	117
用 費 外 業 営		
息 利 払 支	1	
損 分 処 産 資 定 固	27	
損 却 除 産 資 定 固	19	
他 の そ	5	53
益 利 常 経		191
益 利 純 期 当 前 引 税		191
税 業 事 及 税 民 住 、 税 人 法	24	
額 整 調 等 税 人 法	△23	1
益 利 純 期 当		190

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

川崎化成工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 檜 崎 律 子 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎化成工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

川崎化成工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 村 一 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	檜 崎 律 子 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎化成工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し作成した第93期監査計画書の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

川崎化成工業株式会社 監査役会

常勤監査役 北坂昌二 ㊟
(社外監査役)

監査役 臼井健二 ㊟

社外監査役 大木基裕 ㊟

社外監査役 西舘勇雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、業績及び内部留保を考慮しつつ、安定配当を維持、継続していくことを配当の基本方針としております。

当期の業績は事業報告に記載のとおり前年度に比べ損益は大幅に改善しており、次期の業績につきましても利益計上が見込まれることから、当期の期末配当は、期首の予想どおり前期実績（1株につき2円）に比べ1円を増配し、1株につき3円（年間3円）とさせていただきたく存じます。

（1）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 116,118,990円

（2）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日（月）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

新規事業の育成・設備投資等、今後の企業体質強化のため、以下のとおり別途積立金を積み立てることといたしたいと存じます。

（1）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 460,000,000円

（2）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 460,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による責任限定契約の締結対象者の拡大を当社においても実施するために、現行定款第29条第2項及び第39条第2項に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第39条 （現行どおり） ② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、本議案においては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
1	いけ だ しげる 池 田 滋 (昭和30年3月19日) 再任	昭和54年3月 三菱化成工業㈱（現三菱化学㈱）入社 平成23年6月 同社執行役員 機能商品技術部筑波事業所長 平成24年4月 同社執行役員 四日市事業所長 平成25年4月 当社顧問 同年6月 当社代表取締役社長（現）	21,000株
2	なか ぎと たか いち 中 里 隆 一 (昭和31年1月18日) 再任	昭和56年4月 三菱油化㈱（現三菱化学㈱）入社 平成21年4月 同社化学品本部E O G ・エタノール事業部事業部長付 同年6月 四日市合成㈱取締役 総務企画部長 平成23年4月 当社生産部門副部門長 平成24年4月 当社生産部門副部門長兼同部門川崎工場長 同年6月 当社取締役 生産部門副部門長兼同部門川崎工場長 平成25年4月 当社取締役川崎工場長（現）	20,000株
3	おお つぼ たか ゆき 大 坪 孝 幸 (昭和33年2月2日) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成20年7月 当社経営管理部門総務人事部長 平成22年6月 当社理事 経営管理部門副部門長兼同部門総務人事部長 平成24年4月 当社理事 経営管理部門長兼同部門総務人事部長 同年6月 当社取締役 経営管理部門長兼同部門総務人事部長（現）	24,000株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 池田滋氏は、エア・ウォーター㈱が平成27年5月15日に提出した公開買付届出書に基づく当社普通株式に対する公開買付け（本公開買付け）の成立を条件として、第93回定時株主総会の終結時においてエア・ウォーター㈱に雇用される予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役臼井健二、西舘勇雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、本議案においては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

本監査役選任議案につきましては、事前に監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
すが ぬま ひろ ゆき 菅 沼 弘 之 (昭和28年3月13日) 新任	昭和53年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 RD部門長兼同部門技術研究所長 平成22年6月 当社取締役 開発部門副部門長兼同部門技術研究所長 平成25年4月 当社取締役 RC部門長兼開発部門長付兼同部門技術 研究所フェロー (現)	35,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅沼弘之氏が監査役に選任された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役5名選任の件

エア・ウォーター株式会社が平成27年5月15日に提出した公開買付届出書に基づく当社普通株式に対する公開買付け（本公開買付け）の成立を停止条件として、取締役候補者5名の当社取締役への選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なか かわ じゅん いち 中 川 淳 一 (昭和26年10月23日) 新任	昭和51年4月 三井石油化学工業㈱（現三井化学㈱）入社 平成15年6月 同社執行役員 平成19年4月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社専務取締役 基礎化学品事業本部長 平成22年6月 同社専務執行役員 欧州総代表 平成23年6月 同社社長補佐 平成24年6月 エア・ウォーター㈱上席執行役員 ケミカルカンパニー長 平成25年6月 同社専務取締役 ケミカルカンパニー長（現）	一株
2	かた の ひろ あき 片 野 弘 章 (昭和26年10月15日) 再任	昭和51年4月 三菱化成工業㈱（現三菱化学㈱）入社 平成13年10月 同社コーポレート営業推進部グループマネジャー 平成16年4月 当社営業部門営業開発グループマネジャー 平成17年7月 当社理事 営業部門機能材センター長 平成18年6月 当社取締役 営業部門機能材センター長 平成19年4月 当社取締役 機能材センター長 平成21年6月 当社常務取締役 営業部門長兼機能材センター長 平成22年6月 当社常務取締役 営業部門長兼開発部門長 平成25年6月 当社専務取締役 営業部門長兼開発部門長（現）	65,000株

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
3	せき ね まさ ひろ 関 根 正 裕 (昭和31年2月27日) 新 任	昭和58年4月 新日本製鉄化学工業(株) (現新日鉄住金化学(株)) 入社 平成21年4月 同社執行役員 機能材料事業本部戦略企画部長兼同本部機能化学材料事業部エポキシ樹脂部長 平成22年4月 同社執行役員 機能材料事業本部エポキシ事業部長 平成24年4月 エア・ウォーター(株)経営企画部担当部長 同年6月 (株)エア・ウォーター総合開発研究所取締役技術総括部長 (現)	一株
4	つづみ ひで お 堤 英 雄 (昭和32年1月8日) 新 任	昭和55年4月 (株)ほくさん (現エア・ウォーター(株)) 入社 平成17年6月 同社執行役員 平成21年6月 同社取締役 コーポレート本社経営企画部経営企画担当部長 平成23年6月 同社取締役 医療カンパニー長 平成24年6月 同社グループ執行役員 平成26年6月 同社取締役 関連事業企画部長 (現)	一株
5	さわ い とし ゆき 澤 井 俊 之 (昭和58年5月16日) 新 任	平成21年12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 平成22年1月 弁護士法人 大江橋法律事務所入所 (現) 平成27年4月 京都大学法科大学院 非常勤講師 (現)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 片野弘章氏は、本公開買付けの成立を条件として、第93回定時株主総会の終結時においてエア・ウォーター(株)に雇用される予定であります。
3. 澤井俊之氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が取締役に選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 澤井俊之氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を、取締役会の監視・監督機能の強化など社外取締役としての職務に活かしていただきたいためであります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役の業務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 堤英雄及び澤井俊之の両氏が取締役に選任された場合は、当社は、両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。但し、堤英雄氏については第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを当該契約締結の条件といたします。

第6号議案 監査役2名選任の件

本公開買付けの成立を停止条件として、監査役候補者2名の当社監査役への選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

本監査役選任議案につきましては、事前に監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	菅 澤 泉 (昭和27年3月19日) 新任	昭和49年4月 住友金属工業㈱入社 平成14年4月 住金ケミカル㈱へ転籍 平成16年4月 エア・ウォーター・ケミカル㈱社長室担当部長 同年10月 ㈱シーケムへ出向 平成19年4月 エア・ウォーター㈱経理部 平成20年4月 同社監査室(現)	一株
2	西 舘 勇 雄 (昭和30年7月8日) 再任	昭和60年4月 検事任官(東京地方検察庁) 平成4年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 同年同月 三宅法律事務所入所(現) 平成23年6月 当社監査役(現)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅澤泉及び西舘勇雄の両氏は、社外監査役候補者であります。また、西舘勇雄氏が監査役に選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 菅澤泉氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が有する財務及び会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。
4. 西舘勇雄氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を、当社の監査に活かしていただきたいためであります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役の業務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、菅澤泉氏が監査役に選任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。また、当社は西舘勇雄氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第7号議案 取締役1名選任の件

本総会の開催時点までに本公開買付けが成立していないことを停止条件として、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
にし たて いさ お 西 館 勇 雄 (昭和30年7月8日) 新 任	昭和60年4月 検事任官（東京地方検察庁） 平成4年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 同年同月 三宅法律事務所入所（現） 平成23年6月 当社監査役（現）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西館勇雄氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役に選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 西館勇雄氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化など社外取締役としての職務に活かしていただきたいためであります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役の業務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結のときをもって4年となります。
4. 西館勇雄氏が取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第8号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役大木基裕氏は監査役を辞任されます。本総会の開催時点までに本公開買付けが成立していないことを停止条件として、監査役大木基裕氏の補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

本監査役選任議案につきましては、事前に監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
はっ た ただ みち 八 田 忠 道 (昭和40年12月9日) 新任	昭和63年4月 三菱化成(株) (現三菱化学(株)) 入社 平成20年4月 三菱樹脂(株)ポリエステルフィルム事業本部事業管理部 グループマネジャー 平成23年10月 (株)三菱ケミカルホールディングス経営管理室グループ マネジャー 平成27年4月 三菱化学(株)経理部グループマネジャー (現)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 八田忠道氏は社外監査役候補者であります。
3. 八田忠道氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が有する財務及び会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。
4. 八田忠道氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第9号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役菅沼弘之及び河原文博の両氏並びに監査役臼井健二氏は、本総会終結の時をもって、取締役片野弘章氏は、本総会の開催時点までに本公開買付けが成立していない場合に本総会終結の時をもって、それぞれ退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等具体的内容は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。但し、取締役片野弘章氏に対する退職慰労金の贈呈については、本公開買付けが最終的に不成立に終わったことを停止条件といたします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

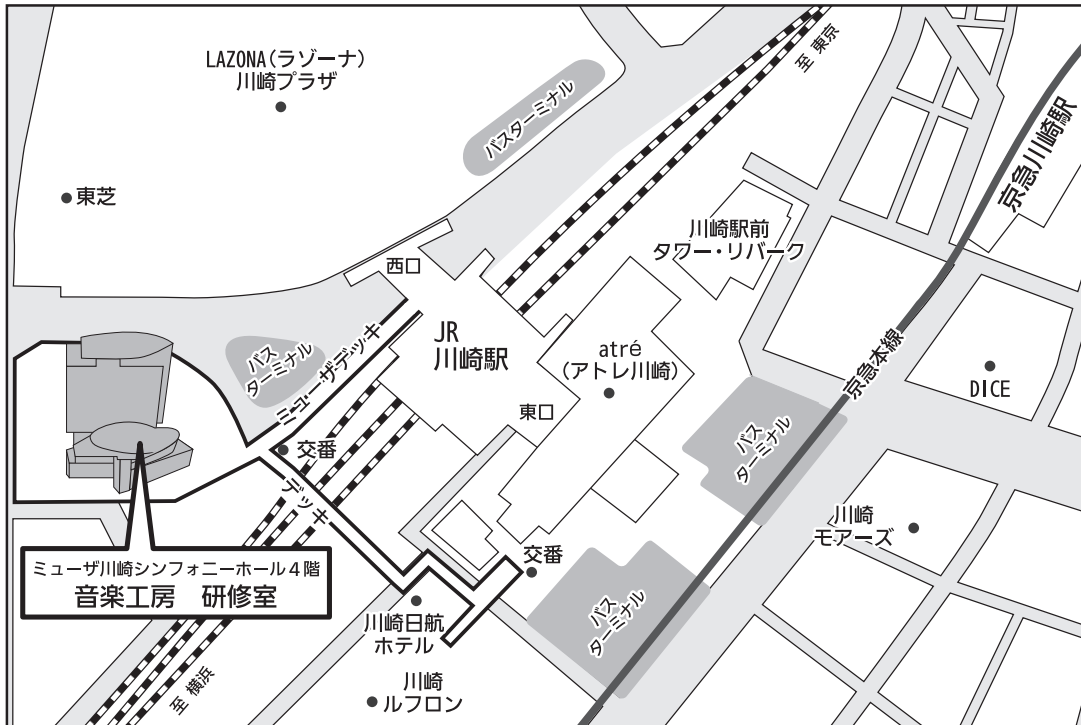
氏名	略歴
かたのひろあき 片野弘章	平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社専務取締役（現）
すがぬまひろゆき 菅沼弘之	平成21年6月 当社取締役（現）
かわはらふみひろ 河原文博	平成21年6月 当社取締役（現）
うすいけんじ 臼井健二	平成21年6月 当社常勤監査役 平成25年6月 当社監査役（現）

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図（※昨年と会場が異なります）

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミュージア川崎シンフォニーホール4階
音楽工房 研修室



JR「川崎駅」西口から徒歩2分（ミュージアデッキ直通）
京浜急行線「京急川崎駅」中央口から徒歩7分